

求人者・求職者の皆様へ

・ 事業所名 株式会社ライフ・ストラテジー 許可番号 (13-ユ-307133)

●取扱職種の範囲等 ・ 職種は全職種 ・ 地域は国内

●手数料に関する事項

- ・ 求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【一般登録型職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 70 % 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 70 % 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 70 % 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索 【サーチ・スカウト型サービス】	着手金 100 万 円 活動 1 日あたり 5000 円 成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 70 % 手数料負担者は 求人者 とします。 期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 70 % 手数料負担者は 求人者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言 【再就職支援型サービス】	着手金 10 万 円 相談・助言終了時 10 万 円 成功報酬 10 万 円 手数料負担は関係雇用主とします。

- ・ 求職者からは手数料は徴収いたしません。

●返戻金制度に関する事項

- ・ 当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、以下の通り手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。詳細は以下の通りです。

当事業所が求人者に紹介した人材が、入社後本人の責により解雇、又は自己都合退職した場合には、既に受領した当該採用決定者についての紹介手数料を下記に従い求人者に返金するものとします。

- (1)入社後 1 ヶ月以内に退職した場合は、コンサルティング料 80%
- (2)入社後 3 ヶ月以内に退職した場合は、コンサルティング料 50%
- (3)入社後 6 ヶ月以内に退職した場合は、コンサルティング料 30%

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先： 職業紹介責任者 浅野健太郎 連絡先(090)1258-6654

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

- 第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は人材紹介部の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者浅野健太郎とする。
- 第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- 第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者浅野健太郎とする。

●業務の運営に関する規程

- 第1条 求人
- 1 当事業所は、全職種・国内に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、求人者が反社会勢力（暴力団、半グレ集団、特殊詐欺集団等）及びそれに組みするものと合理的に疑われる場合、また求人申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
 - 2 求人の申込みは、求人者またはその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックスまたは電子メール等でも差し支えありません。
 - 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付または電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためそれができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 第2条 求職
- 1 当事業所は、全職種・国内に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
 - 2 求職申込みは、求職者本人が直接来所されて、所定の求職票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックスまたは電子メール等でも差し支えありません。
- 第3条 紹介
- 1 求職の方には、職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう尽力します。
 - 2 求人の方には、そのご希望に適合しうる求職者を紹介することに尽力します。
 - 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他雇用条件をあらかじめ書面の交付または電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施につ

いて緊急の必要があるためそれができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

- 4 当事業所は、労働争議に対する中立の立場を取るため、同盟罷業または作業閉鎖の行われている間は求職者に紹介をいたしません。
- 5 就職が決定しましたら、求人された方及び関係雇用主から別表の手数料に基づき、紹介手数料を申し受けます。求職者からは手数料は徴収いたしません。

第4条 その他

- 1 当事業所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から、当事業所に対して、その報告をしてください。また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告をしてください。
- 3 当事業所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 当事業所は、求職者または求人者に対し、その申込の受理、面接、指導、紹介等の業務について、職種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な扱いは一切いたしません。